

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 指定医療機関の指定解除
- 医療機関の指定
- 狂犬病予防注射を実施する獣医師の選任の取消
- 建設業者の登録まつ消
- 土地の公用廃止
- 昭和三十三年度地籍調査の事業計画
- 土地改良区の役員の就任
- 馬の伝染性貧血検査の実施

告示

指定年月日

昭和三十四年二月七日

名称

山本医院河原出張診療所

松田医院

所在地

鳥取県八頭郡河原町大字袋河原

倉吉市宮川町一九〇

管轄保健所名

郡家保健所

倉吉保健所

鳥取県告示第四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関の指定を解除した。

昭和三十四年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

解除年月日

名称

所在地

昭和三十四年二月七日

森本医院

鳥取県八頭郡河原町大字袋河原

鳥取県告示第五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十一号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定による定期の狂犬病予防注射を実施する獣医師の選任を次のものについて昭和三十四年二月十日取り消した。

昭和三十四年二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
住 所 氏 名
西伯郡岸本町吉長 中 曾 盛三郎

登録番号 登録年月日 名 称
鳥取県知事登録 昭三三、一、二五 米村鉄工所
(七)第四四九号

鳥取県告示第五十三号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十四年二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市諏訪

西村 徳 藏

鳥取県告示第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十四年二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

所 在 地 申請者氏名 まつ消年月日
米子市博労町三丁目五二 米村 敏夫 昭三四、一、二四

- 一 場 所 米子市米原字荒神原東五二二番二
 - 二 地目又は品目 農道敷
 - 三 面積又は数量 一四・七六坪
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の第三第二項の規定により、昭和三十三年度地籍調査の事業計画を次のとおり定めた。

昭和三十四年二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗
調査を行う者の名称 調査地域 調査期間
気高町 八幡地区 昭和三十三年十二月十日より
昭和三十四年三月三十一日まで
羽合町 田後及び長瀬地区 右同
名和町 大塚地区 右同
計 三地区

鳥取県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、湖東大浜土地改良区から次のように役員に就任の届出があつた。

昭和三十四年二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の名及び住所

監事 山田 潔 鳥取市湖山町五九四

昭和三十二年八月五日通常総代会において総選挙の結果当選し、九月二十二日就任、任期二年。

鳥取県告示第五十六号

次のように馬の伝染性貧血検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年二月十三日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 馬の伝染性貧血予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 馬
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法

